軽自動車税種別割の減免申請について

生活保護法による生活扶助を受給されている方は、軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

減免の申請は、毎年必要です。希望する方は、下記を参照のうえ手続きをしてください。

なお、<u>生活扶助以外の公的扶助(住宅扶助、医療扶助等)のみを受給されて</u>いる方については、減免の対象とはなりませんのでご注意ください。

窓口の混雑が予想されます。継続申請の方は、できるだけ郵送による手続きをお願いします。

記

1 申請期限

令和4年5月31日(火)厳守

2 窓口での申請

(1) 必要書類等

同封の減免申請書

納稅通知書

納税義務者の生活保護受給証明書の原本

(管轄の福祉事務所で交付を受けてください。)

生活扶助を受給していることが必要です。

来庁者の本人確認書類(免許証等)

来庁された方が同一世帯のご家族でない場合は、委任状が必要です。

納税義務者のマイナンバーを確認できる書類

(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等)

(2) 提出場所

練馬区役所本庁舎 4 階 税務課 税証明·軽自動車税担当

練馬区豊玉北 6-12-1 03-5984-4536(直通)

練馬区役所石神井庁舎 1 階 石神井区民事務所

練馬区石神井町 3-30-26 03-3995-1103(直通)

3 郵送での申請

(1) 必要書類

同封の減免申請書

納税通知書

納税義務者の生活保護受給証明書の原本

(管轄の福祉事務所で交付を受けてください。) 生活扶助を受給していることが必要です。

納税義務者のマイナンバーを確認できる書類の写し

(マイナンバーカードの写し、マイナンバーが記載された住民票の写し 等)

マイナンバー欄が空欄の場合や、マイナンバーの確認書類がない場合は、区で確認させていただく場合がございます。ご了承ください。

(2) 送付先

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所 税務課 税証明・軽自動車税担当宛 石神井庁舎では、郵送での申請は受付していません。

郵便事故等を防ぐため、簡易書留等、追跡可能な方法で郵送をしていた だくことをおすすめいたします。

問合せ先

練馬区役所 税務課 税証明・軽自動車税担当 03-5984-4536(直通)

職

員

処 理

軽自動車税種別割減免申請書

(申請日) 令 和 年 月 日 納税義務者 住所 フリガナ 氏名 個人番号または 法人番号 電話番号 代理申請の場合 住所 氏名 納税義務者との続柄(電話番号 軽自動車税種別割の減免について、下記のとおり申請いたします。 記 □ にレ点または各欄へご記入ください。(記入例: 2) 1 軽自動車等について 車両(標識) 車台番号 番号 □ 納税義務者住所と同じ 主たる定置場 練馬区) □ 二輪(排気量:) □ その他 □ 原付(排気量: 種別 □ 三輪以上(添付の自動車検査証記載のとおり) 乗用 □ 自家用 用途 税額 円 自家用·営業用 貨物 □ 営業用 総排気量または □ 箱形 □ ステーションワゴン □ バン 定格出力 形状 原動機の型式 □ オートバイ □ その他 (2 申請理由 納税義務者が生活保護法による生活扶助を受けているため 3 添付書類 □ 生活保護受給証明書 □ 納税義務者のマイナンバーを確認できる書類の写し □ 納税通知書 □ 記載忘れ □ 説明済み □ その他 1点 免 在 住 パ|障| 記 2点 □ その他 健 | 後 | 介 | 年 (診)(キ) □ 郵送(継続)申請 録 欄 その他 (理由: 案内で通知済 受付日·担当·備考 納税通知書 □ 回収済 □破棄等を案内済